

### III 參考資料

### Ⅲ 参考資料

- 平成26年1月24日付障精発0124第1号  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長 発出  
「医療保護入院における家族等の同意に関する運用について」
  
- 平成26年1月24日付障精発0124第2号  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 発出  
「医療保護入院者の退院促進に関する措置について」
  
- 平成26年3月20日付事務連絡  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 発出  
「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴うQ&A」の送付について

障精発0124第1号  
平成26年1月24日

都道府県知事  
各 殿  
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部精神・障害保健課長  
( 公 印 省 略 )

### 医療保護入院における家族等の同意に関する運用について

今般、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）が改正され、一部を除き、平成26年4月1日から施行されることに伴い、医療保護入院の要件が精神保健指定医の判定と家族等のうちのいずれかの者の同意に改められたところである。精神科病院の管理者が家族等からの同意を得る際の運用の考え方については下記のとおりであるので、医療保護入院制度の円滑、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、貴管下市町村を含め関係者、関係団体に対する周知方につき配慮されたい。

#### 記

1. 今回の法改正においては、保護者制度の廃止に伴い、医療保護入院について精神保健指定医1名の判定とともに、家族等（配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人をいう。以下同じ。）のうちいずれかの者の同意を必要とすることとした。（法第33条第1項及び第2項）
2. 当該改正の趣旨は、適切な入院医療へのアクセスを確保しつつ、医療保護入院における精神障害者の家族等に対する十分な説明とその合意の確保、精神障害者の権利擁護等を図るものである。
3. なお、医療保護入院は、本人の同意を得ることなく入院させる制度であることから、その運用には格別の慎重さが求められる。本人の同意が求められる状態である場合には、可能な限り、本人に対して入院医療の必要性等について十分な説明を行い、その同意を得て、任意入院となるように努めなければならない。
4. 医療保護入院においては、その診察の際に付き添う家族等が、通例、当該精神障害者を身近で支える家族等であると考えられることから、精神科病院の管理者（以下「管理者」という。）は、原則として、診察の際に患者に付き添う家族等

に対して入院医療の必要性等について十分な説明を行い、当該家族等から同意を得ることが適当である。

5. 管理者が家族等の同意を得る際には、当該家族等の氏名、続柄等を書面で申告させて確認する。その際には、可能な範囲で運転免許証や各種医療保険の被保険者証等の提示による本人確認を行うことが望ましい。

また、家族等の同意に関する書面の様式例を参考までに添付するので、適宜活用されたい。

6. 管理者が家族等の同意を得る際に、後見人又は保佐人の存在を把握した場合には、これらの者の同意に関する判断を確認することが望ましい。

7. また、当該医療保護入院者に係る精神障害者が未成年である場合に管理者が親権者から同意を得る際には、民法（明治29年法律第89号）第818条第3項の規定にしたがって、原則として父母双方の同意を要するものとする。

8. 精神障害者に対する医療やその後の社会復帰には家族等の理解と協力が重要であることを踏まえると、医療保護入院は、より多くの家族等の同意の下で行われることが望ましい。

このため、管理者が医療保護入院の同意についての家族等の間の判断の不一致を把握した場合においては、可能な限り、家族等の間の意見の調整が図られることが望ましく、管理者は、必要に応じて家族等に対して医療保護入院の必要性等について説明することが望ましい。

9. 管理者が家族等の間の判断の不一致を把握した場合であって、後見人又は保佐人の存在を把握し、これらの者が同意に反対しているときには、その意見は十分に配慮されるべきものと解する。

10. また、管理者が家族等の間の判断の不一致を把握した場合において、親権を行う者の同意に関する判断は、親権の趣旨に鑑みれば、特段の事情があると認める場合を除き、尊重されるべきものと解する。

11. 医療保護入院後に管理者が当該入院に反対の意思を有する家族等（医療保護入院の同意を行った家族等であって、入院後に入院に反対することとなったものを含む。）の存在を把握した場合には、当該家族等に対して入院医療の必要性や手続の適法性等について説明することが望まれる。その上で、当該家族等が依然として反対の意思を有するときは、管理者は、都道府県知事（精神医療審査会）に対する退院請求を行うことができる旨を教示する。

様式

同 意 書

1. 医療保護入院の同意の対象となる精神障害者本人

住 所	〒
フリガナ 氏 名	
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日

2. 医療保護入院の同意者の申告事項

住 所	〒	〒
フリガナ 氏 名		
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日	大正・昭和・平成 年 月 日
本人との関係		
<p>1 配偶者 2 父母（親権者である・ない） 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹          6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（ ）          （選任年月日 昭和・平成 年 月 日）</p> <p>なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。</p> <p>①本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人、③成年被後見人又は被保佐人、④未成年者</p>		

※親権者が両親の場合は、両親とも署名の上記載して下さい。

以上について、事実と相違ないことを確認した上で、1の者を貴病院に入院させることに同意します。

病院管理者 殿

年 月 日

〇〇 〇〇 ㊟

〔 〇〇 〇〇 ㊟ 〕

障発 0 1 2 4 第 2 号  
平成 2 6 年 1 月 2 4 日

都道府県知事  
各 殿  
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

### 医療保護入院者の退院促進に関する措置について

今般、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 49 号）により改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 4 号）により改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和 25 年厚生省令第 31 号）が、平成 26 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、精神科病院の管理者に医療保護入院者の退院促進に関する措置を講ずる義務が新たに課されることとなった。当該措置の具体的な運用の在り方については下記のとおりであるので、適切な実施に努められるとともに、貴管下市町村並びに関係機関及び関係団体に対して周知徹底方お取り計らい願いたい。

### 記

#### 第 1 医療保護入院者の退院促進に関する措置の趣旨

医療保護入院者の退院促進に関する措置は、医療保護入院が本人の同意を得ることなく行われる入院であることを踏まえ、本人の人権擁護の観点から可能な限り早期治療・早期退院ができるよう講じるものであること。

#### 第 2 退院後生活環境相談員の選任

##### 1 退院後生活環境相談員の責務・役割

- (1) 退院後生活環境相談員は、医療保護入院者が可能な限り早期に退院できるよう、個々の医療保護入院者の退院支援のための取組において中心的役割を果たすことが求められること。
- (2) 退院に向けた取組に当たっては、医師の指導を受けつつ、多職種連携のための調整を図ることに努めるとともに、行政機関を含む院外の機関との調整に努めること。

- (3) 医療保護入院者の支援に当たっては、当該医療保護入院者の意向に十分配慮するとともに、個人情報保護について遺漏なきよう十分留意すること。
- (4) 以上の責務・役割を果たすため、退院後生活環境相談員は、その業務に必要な技術及び知識を得て、その資質の向上を図ること。

## 2 選任及び配置

- (1) 退院に向けた相談を行うに当たっては、退院後生活環境相談員と医療保護入院者及びその家族等との間の信頼関係が構築されることが重要であることから、その選任に当たっては、医療保護入院者及び家族等の意向に配慮すること。
- (2) 配置の目安としては、退院後生活環境相談員1人につき、概ね50人以下の医療保護入院者を担当すること（常勤換算としての目安）とし、医療保護入院者1人につき1人の退院後生活環境相談員を入院後7日以内に選任すること。兼務の場合等については、この目安を踏まえ、担当する医療保護入院者の人数を決めること。

## 3 資格

- (1) 退院後生活環境相談員として有すべき資格は、
  - ①精神保健福祉士
  - ②保健師、看護師、准看護師、作業療法士又は社会福祉士として、精神障害者に関する業務に従事した経験を有する者
  - ③3年以上精神障害者及びその家族等との退院後の生活環境についての相談及び指導に関する業務に従事した経験を有する者であって、かつ、厚生労働大臣が定める研修を修了した者（ただし、平成29年3月31日までの間については、研修を修了していなくても、前段の要件を満たしていれば、資格を有することとしてよいこととする。）  
のいずれかに該当することであること。
- (2) (1)③の厚生労働大臣が定める研修については、別途通知することとしているので、当該通知を参照されたいこと。

## 4 業務内容

### (1) 入院時の業務

新たに医療保護入院者が入院し、退院後生活環境相談員が選任された場合は、当該医療保護入院者及びその家族等に対して以下についての説明を行うこと。

- ・退院後生活環境相談員として選任されたこと及びその役割
- ・本人及び家族等の退院促進の措置への関わり（地域援助事業者の紹介を受けることができること。また、本人においては、医療保護入院者退院支援委員会への出席及び退院後の生活環境に関わる者に委員会への出席の要請を行うことができること等）

### (2) 退院に向けた相談支援業務

ア 退院後生活環境相談員は、医療保護入院者及びその家族等からの相談に応じ

るほか、退院に向けた意欲の喚起や具体的な取組の工程の相談等を積極的に行い、退院促進に努めること。

イ 医療保護入院者及びその家族等と相談を行った場合には、当該相談内容について相談記録又は看護記録等に記録をすること。

ウ 退院に向けた相談支援を行うに当たっては、主治医の指導を受けるとともに、その他当該医療保護入院者の治療に関わる者との連携を図ること。

### (3) 地域援助事業者等の紹介に関する業務

ア 医療保護入院者及びその家族等から地域援助事業者の紹介の希望があった場合や、当該医療保護入院者との相談の内容から地域援助事業者を紹介すべき場合等に、必要に応じて地域援助事業者を紹介するよう努めること。

イ 地域援助事業者等の地域資源の情報を把握し、収集した情報を整理するよう努めること。

ウ 地域援助事業者に限らず、当該医療保護入院者の退院後の生活環境又は療養環境に関わる者の紹介や、これらの者との連絡調整を行い、退院後の環境調整に努めること。

### (4) 医療保護入院者退院支援委員会に関する業務

ア 医療保護入院者退院支援委員会の開催に当たって、開催に向けた調整や運営の中心的役割を果たすこととし、充実した審議が行われるよう努めること。

イ 医療保護入院者退院支援委員会の記録の作成にも積極的に関わることが望ましいこと。

### (5) 退院調整に関する業務

医療保護入院者の退院に向け、居住の場の確保等の退院後の環境に係る調整を行うとともに、適宜地域援助事業者等と連携する等、円滑な地域生活への移行を図ること。

### (6) その他

定期病状報告の退院に向けた取組欄については、その相談状況等を踏まえて退院後生活環境相談員が記載することが望ましいこと。

## 5 その他業務

(1) 医療保護入院者が退院する場合において、引き続き任意入院により当該病院に入院するときには、当該医療保護入院者が地域生活へ移行するまでは、継続して退院促進のための取組を行うことが望ましいこと。

(2) 医療保護入院者の退院促進に当たっての退院後生活環境相談員の役割の重要性に鑑み、施行後の選任状況等を踏まえて、退院後生活環境相談員として有すべき資格等の見直しを図ることも考えられるため、留意されたいこと。

## 第3 地域援助事業者の紹介及び地域援助事業者による相談援助

### 1 地域援助事業者の紹介の趣旨・目的

地域援助事業者の紹介は、医療保護入院者が退院後に利用する障害福祉サービス及び介護サービスについて退院前から相談し、医療保護入院者が円滑に地域生活に移行することができるよう、精神科病院の管理者の努力義務とされているも

のであり、必要に応じて紹介を行うよう努めること。

## 2 紹介の方法

- (1) 地域援助事業者の紹介の方法については、書面の交付による紹介に限らず、例えば、面会による紹介（紹介する地域援助事業者の協力が得られる場合に限る。）やインターネット情報を活用しながらの紹介等により、医療保護入院者が地域援助事業者と積極的に相談し、退院に向けて前向きに取り組むことができるよう工夫されたいこと。
- (2) 紹介を行う事業者については、必要に応じて当該医療保護入院者の退院先又はその候補となる市町村への照会を行うほか、精神保健福祉センター及び保健所等の知見も活用すること。

## 3 紹介後の対応

地域援助事業者の紹介を行った場合においては、退院後生活環境相談員を中心として、医療保護入院者と当該地域援助事業者の相談状況を把握し、連絡調整に努めること。

## 4 地域援助事業者による相談援助

- (1) 地域援助事業者は、医療保護入院者が障害福祉サービスや介護サービスを退院後円滑に利用できるよう、当該地域援助事業者の行う特定相談支援事業等の事業やこれらの事業の利用に向けた相談援助を行うこと。
- (2) 医療保護入院者との相談に当たっては、退院後生活環境相談員との連携に努め、連絡調整を図ること。
- (3) 相談援助を行っている医療保護入院者に係る医療保護入院者退院支援委員会への出席の要請があった場合には、できる限り出席し、退院に向けた情報共有に努めること。

## 第4 医療保護入院者退院支援委員会の開催

### 1 医療保護入院者退院支援委員会の趣旨・目的

医療保護入院者退院支援委員会（以下「委員会」という。）は、病院において医療保護入院者の入院の必要性について審議する体制を整備するとともに、入院が必要とされる場合の推定される入院期間を明確化し、退院に向けた取組について審議を行う体制を整備することで、病院関係者の医療保護入院者の退院促進に向けた取組を推進するために設置することとするものであること。

### 2 対象者

- (1) 委員会の審議の対象者は、以下の者であること。
  - ①在院期間が1年未満の医療保護入院者であって、入院時に入院届に添付する入院診療計画書に記載した推定される入院期間を経過するもの
  - ②在院期間が1年未満の医療保護入院者であって、委員会の審議で設定された推定される入院期間を経過するもの

③在院期間が1年以上の医療保護入院者であって、病院の管理者が委員会での審議が必要と認めるもの

なお、当該推定される入院期間を経過する時期の前後概ね2週間以内に委員会での審議を行うこと。

また、入院時に入院届に添付する入院診療計画書に記載する推定される入院期間については、既に当該医療保護入院者の病状を把握しており、かつ、1年以上の入院期間が見込まれる場合（例えば措置入院の解除後すぐに医療保護入院する場合等）を除き、原則として1年未満の期間を設定すること。

(2) 入院から1年以上の医療保護入院者を委員会での審議の対象者としなない場合は、具体的な理由（例えば精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等）を定期病状報告に記載すること。具体的な理由がない場合は、原則として委員会での審議を行うことが望ましいこと。

(3) 既に推定される入院期間経過時点から概ね1ヶ月以内の退院が決まっている場合（入院形態を変更し、継続して任意入院する場合を除く。）については、委員会での審議を行う必要はないこと。

### 3 出席者

医療保護入院者退院支援委員会の出席者は、以下のとおりとすること。

①当該医療保護入院者の主治医（主治医が精神保健指定医でない場合は、当該主治医に加え、主治医以外の精神保健指定医が出席すること）

②看護職員（当該医療保護入院者を担当する看護職員が出席することが望ましい）

③当該医療保護入院者について選任された退院後生活環境相談員

④①～③以外の病院の管理者が出席を求める当該病院職員

⑤当該医療保護入院者本人

⑥当該医療保護入院者の家族等

⑦地域援助事業者その他の当該精神障害者の退院後の生活環境に関わる者

なお、③が②にも該当する場合は、その双方を兼ねることも可能であるが、その場合には、④の者であって当該医療保護入院者の診療に関わるものを出席させることが望ましいこと。⑤が委員会に出席するのは、当該者が出席を希望する場合とし、⑥及び⑦が委員会に出席するのは、当該医療保護入院者が出席を求めた場合であって、当該出席を求められた者が出席要請に応じるときとすること。

また、⑦としては、入院前に当該医療保護入院者が通院していた診療所や退院後に当該医療保護入院者が診療を受けることを予定する医療機関等も想定されるところであり、当該医療保護入院者に対し退院後生活環境相談員がこれらの者に対し出席を要請しなくてよいか確認する等、当該医療保護入院者の退院後の生活環境を見据えた有意義な審議ができる出席者となるよう努めること。

### 4 開催方法

- (1) 開催方法の例としては、月に1回委員会を開催することとし、当該開催日から前後2週間に推定される入院期間を経過する医療保護入院者を対象として、出席者を審議対象者ごとに入れ替えて開催することが考えられるが、当該病院における医療保護入院者数等の実情に応じて、推定される入院期間の経過する医療保護入院者がいる日に委員会での審議を行うこととする等その他の開催方法でも差し支えないこと。
- (2) 開催に当たっては、十分な日時の余裕を持って審議対象となる医療保護入院者に別添様式1（医療保護入院者退院支援委員会開催のお知らせ）の例により通知し、通知を行った旨を診療録に記載すること。当該通知に基づき3中⑥及び⑦に掲げる者に対する出席要請の希望があった場合には、当該希望があった者に対し、以下の内容を通知すること。
  - ・委員会の開催日時及び開催場所
  - ・医療保護入院者本人から出席要請の希望があったこと
  - ・出席が可能であれば委員会に出席されたいこと
  - ・文書による意見提出も可能であること

## 5 審議内容

委員会においては、以下の3点その他必要な事項を審議すること。

- ①医療保護入院者の入院継続の必要性の有無とその理由
- ②入院継続が必要な場合の委員会開催時点からの推定される入院期間
- ③②の推定される入院期間における退院に向けた取組

## 6 審議結果

- (1) 委員会における審議の結果については、別添様式2（医療保護入院者退院支援委員会審議記録）に記載して記録するとともに、診療録には委員会の開催日の日付を記録することとする。
- (2) 病院の管理者（大学病院等においては、精神科診療部門の責任者）は、医療保護入院者退院支援委員会の審議状況を確認し、医療保護入院者退院支援委員会審議記録に署名すること。また、審議状況に不十分な点がみられる場合には、適切な指導を行うこと。
- (3) 審議終了後できる限り速やかに、審議の結果を本人並びに当該委員会への出席要請を行った3⑥及び⑦に掲げる者に対して別添様式3により通知すること。
- (4) 委員会における審議の結果、入院の必要性が認められない場合には、速やかに退院に向けた手続をとること。
- (5) 医療保護入院者退院支援委員会審議記録については、定期病状報告の際に、当該報告から直近の審議時のものを定期病状報告書に添付すること。

## 7 経過措置

平成26年3月31日以前に医療保護入院した者に対しては、病院の管理者が必要と認める場合に限り、委員会を開催することが可能であること。

## 第5 その他

- (1) 本措置は、法令上は医療保護入院者のみを対象として講じる義務が課されているものであるが、その他の入院形態の入院患者の早期退院のためにも有効な措置であることから、任意入院者等の医療保護入院以外の入院形態による入院者にも同様の措置を講じることにより退院促進に努められたいこと。
- (2) 本措置は法施行後3年を目途として、施行の状況や精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案して、その在り方について検討し、見直すものであること。



## 医療保護入院者退院支援委員会審議記録

委員会開催年月日 年 月 日

患者氏名		生年月日	大正 昭和 平成	年 月 日
住所				
担当退院後生活環境相談員の氏名				
入院年月日 (医療保護入院)				
出席者	主治医 ( )、主治医以外の医師 ( ) 看護職員 ( ) 担当退院後生活環境相談員 ( ) 本人 (出席・欠席)、家族 ( (続柄) ) その他 ( )			
入院診療計画書に記載した 推定される入院期間				
本人及び家族の意見				
入院継続の必要性	有 ・ 無			
入院継続が必要である場合	理由			
	推定される入院期間			
退院に向けた取組				
その他				

〔病院管理者の署名 : 〕

〔記録者の署名 : 〕

医療保護入院者退院支援委員会の結果のお知らせ

○ ○ ○ ○ 殿

平成 年 月 日

医療保護入院者退院支援委員会での審議の結果について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開催日時 平成 年 月 日 ( ) : ~ :

2. 出席者 主治医 ( )、主治医以外の医師 ( )  
看護職員 ( )  
担当退院後生活環境相談員 ( )  
本人 (出席・欠席)、家族 (続柄) ( )  
その他 ( )

3. 入院継続の必要性 (有・無)  
【有りの場合のその理由】

( )

4. 今後の推定される入院期間 ( )

5. 今後の退院に向けた取組

( )

病院名  
管理者の氏名  
退院後生活環境相談員の氏名

事 務 連 絡

平成 26 年 3 月 20 日

各 都道府県  
指定都市 精神保健福祉主管部局 御担当者 殿

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部精神・障害保健課

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律等  
の施行に伴う Q&A」の送付について

日頃より、精神保健福祉行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 26 年 2 月 12 日付け事務連絡「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う Q&A」の送付について」の別添「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う Q&A」を更新いたしましたので、ご活用いただくとともに、管下市町村及び関係団体への周知いただきますようお願いいたします。

(参考) 新規追加問

問 2 - 2 ~ 問 2 - 4、問 2 - 7、問 2 - 9、問 2 - 13、問 2 - 15、問 3 - 6、  
問 4 - 2、問 4 - 3、問 4 - 8、問 5 - 8、問 5 - 9、問 5 - 12 ~ 問 5 - 14、  
問 7 - 3 ~ 問 7 - 7

## 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う Q&A

### 目次

1. 保護者制度の廃止関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6
- (問1-1) 保護者制度廃止後においては、医療行為の同意は誰が行うのか。
- (問1-2) 今回の改正で法第42条の保護者が精神障害者の医療及び保護のために支出する費用は、当該精神障害者又はその扶養義務者が負担すると法第42条の規定が削除されている。今後は誰が費用を負担するのか。
2. 医療保護入院の同意に関する運用関係・・・・・・・・・・・・・・・・P7
- (問2-1) 「家族等」のうち、扶養義務者の範囲はどこまでか。
- (問2-2) 配偶者に内縁関係者は含まれないのか。
- (問2-3) 医療保護入院の同意書の様式の「祖父母等」及び「子・孫等」は何を指しているのか。
- (問2-4) 直系血族及び兄弟姉妹以外の3親等以内の親族が法施行前に家庭裁判所から保護者選任の審判を受けている場合には、当該親族は家族等に該当することとしてよいか。
- (問2-5) 現行の「保護者」の欠格事由には破産者が含まれていたが、法第33条第2項に規定する「家族等」から除かれる者の中には破産者が含まれていない。破産者も「家族等」に含まれるのか。
- (問2-6) 医療保護入院者が未成年である場合の親権者や、医療保護入院者が被後見人又は被保佐人の場合の後見人又は保佐人は、家族等の中でもその意見が優先されるのか。
- (問2-7) 医療観察法上の保護者が選任されている場合、医療保護入院に当たって、当該保護者の同意が優先されるのか。
- (問2-8) 家族等ではなく、保健所職員等に付き添われて受診し、精神保健指定医は医療保護入院が必要と判定した。家族等には電話連絡はついたが、遠方で病院に直ぐに来ることは出来ない場合、家族等の同意の署名が貰えないので、医療保護入院は出来ないのか。
- (問2-9) 医療保護入院者本人から求めがあった場合、医療保護入院の同意を行ったのが誰か知らせなければならないのか。

(問2-10) 医療保護入院の同意は撤回することができるのか。

(問2-11) 未成年者を入院させる場合、親権者が両親双方であれば、父母2名の同意が必要であったが、この点は従来と変わりないか。例えば、両親間で意思に不一致があった時、従来のように入院させられないのか。

(問2-12) 未成年者が医療保護入院する場合に親権者ではなく、他の家族が同意をすることは可能か。例えば、以下のような場合はどうか。16歳女性について、家庭内の暴力行為や自傷行為があったため、母と兄(22歳)に連れられて受診し、精神保健指定医は医療保護入院が必要との判定をしている。暴力を振るわれている母親は強制的にも入院させたいと希望しているが、娘に甘い父親は入院には反対している。兄は入院には同意しそうだ。

(問2-13) 虐待を行っている親権者は同意者となりうるのか。また、唯一の家族等が虐待を行っており、医療保護入院の同意を行わない場合にはどのような対応となるのか。

(問2-14) 任意入院や措置入院から医療保護入院に切り替わった場合、家族等のうちのいずれかの者の同意や入院診療計画書の作成は必要か。

(問2-15) 虚偽の同意に基づき医療保護入院を行った場合、当該入院者の取扱いはどうすべきか。

### 3. 市町村長同意関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P12

(問3-1) 改正後の法第33条第3項の「意思を表示することができない場合」とはどのような場合を指すのか。

(問3-2) 「家族等」が存在しており、誰も入院に同意しない場合(反対の意思を表明するのではなく、何の意思も表明しない場合)は、市町村長同意を行うことはできないのか。

(問3-3) 指定医により医療保護入院が必要と判定された場合で、家族等の間で意見が分かれており、誰も同意を行わないようなときは、家族等の全員がその意思を表示できない場合として、市町村長同意としてよいのか。また、このような場合に、家族等の意見がまとまるまでの間、応急入院を行うことは可能か。

(問3-4) 家族等ではなく、保健所職員等に付き添われて受診し、精神保健指定医は医療保護入院が必要と判定した。家族等の存在を戸籍上等で把握できるが、当該家族等に連絡が取れない場合、市町村長同意としてよいのか。

(問3-5) 直系血族及び兄弟姉妹がいないが、3親等以内の親族がいる場合には、当該3親等以内の親族が扶養義務者の審判を家庭裁判所で受けない限り、医療保護入院を行うことはできないのか。

(問3-6) 応急入院の間に連絡がつかないまま 72 時間経過し、当該応急入院者が引き続き入院が必要な状態である場合はどのように対応すればよいか。

#### 4 退院後生活環境相談員関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P14

(問4-1) 退院後生活環境相談員として有すべき資格の一つが「保健師、看護師、准看護師、作業療法士又は社会福祉士として、精神障害者に関する業務に従事した経験を有する者」とされているが、「精神障害者に関する業務に従事した経験」の基準はあるのか。

(問4-2) 退院後生活環境相談員は複数名選任してもよいのか。

(問4-3) 退院後生活環境相談員の選任について、診療録に記載する必要があるのか。また、入院時の退院後生活環境相談員による医療保護入院者本人及びその家族等への説明についてはどうか。

(問4-4) 選任された退院後生活環境相談員が変更となる場合には、文書でその旨を医療保護入院者及びその家族に説明する必要があるのか。

(問4-5) 入院時に退院後生活環境相談員が当該医療保護入院者及びその家族等に対して行う説明は、文書で行ってよいか。

(問4-6) 退院後生活環境相談員の選任に当たっては、医療保護入院者及び家族の意向に配慮することとされているが、一旦選任された退院後生活環境相談員について、当該医療保護入院者又はその家族等が退院後生活環境相談員を代えて欲しい旨希望した場合は、新たに退院後生活環境相談員を選任する必要があるのか。

(問4-7) 法施行時点で既に入院している医療保護入院者については、いつまでに退院後生活環境相談員を選任する必要があるのか。また、当該医療保護入院者について、改めて同意書の取得、入院の告知、入院診療計画書の作成、入院届の提出等が必要となるのか。

(問4-8) 法施行前に退院後生活環境相談員の選任を行って構わないのか。

#### 5. 医療保護入院者退院支援委員会関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P17

(問5-1) 医療保護入院者退院支援委員会においての入院継続の必要性の決定権限は誰にあるのか。

(問5-2) 推定される入院期間は3ヶ月から6ヶ月といった幅のある記載でもよいか。

(問5-3) 「精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状」とは具体的にどのような病状か。

- (問5-4) 改正法施行時点(平成26年4月1日)で既に入院している医療保護入院者についても委員会の開催は不要か。
- (問5-5) 在院期間1年以上の医療保護入院者については、医療保護入院者退院支援委員会の開催は任意とされているが、例えば在院期間1年以内に委員会で審議した結果、推定入院期間が医療保護入院後1年を超えて設定された患者については、病院の管理者が審議の必要がないと認めれば、委員会を開催しなくても差し支えないと理解してよいか。
- (問5-6) 医療保護入院者退院支援委員会を任意で開催するかどうかの判断は誰が行うのか。
- (問5-7) 医療保護入院による推定される入院期間を超える場合には医療保護入院者退院支援委員会で審議を行うこととされているが、推定される入院期間経過前に任意入院に変更した場合には、審議の対象となるか。
- (問5-8) 通知上入院から1年以上の医療保護入院者を退院支援委員会での審議の対象としない場合の具体的な理由について定期病状報告に記載することとされているが、定期病状報告のどの欄に記載すべきか。
- (問5-9) 医療保護入院者退院支援委員会の審議対象者が隔離や身体拘束されている場合等には、推定される入院期間の経過から2週間を越えて医療保護入院者退院支援委員会を開催することとしてよいか。
- (問5-10) 医療保護入院者退院支援委員会審議記録について、病院の管理者は、医療保護入院者退院支援委員会の審議状況を確認し、医療保護入院者退院支援委員会審議記録に署名することとあるが、記名・捺印でこれに代えることはできるか。
- (問5-11) 在院期間1年以上の医療保護入院者や法施行前に入院していた医療保護入院者については、医療保護入院者退院支援委員会を開催しないこととした場合には、定期病状報告に医療保護入院者退院支援委員会審議記録の写しを添付しなくてもよいか。
- (問5-12) 必須の参加者である主治医や退院後生活環境相談員が出席できなくなった場合、医療保護入院者退院支援委員会は開催できないのか。
- (問5-13) 病院の管理者が、地域援助事業者等の院外の者が医療保護入院者退院支援委員会に出席することが必要と考えているが、当該委員会の審議対象となる医療保護入院者が当該地域援助事業者等の院外の者の出席を希望していない場合に、当該地域援助事業者等の院外の者を委員会に出席させることは可能か。
- (問5-14) 医療保護入院者退院支援委員会の結果を伝えることが本人の病状に悪影響を与えると考える場合に、後日結果を通知することとしてよいか。

6. 精神医療審査会関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P22

- (問6-1) 法第38条の4で家族等は退院等の請求をすることができるかとされているが、この場合の「家族等」は、医療保護入院に同意した「家族等」に限るのか。
- (問6-2) 退院等の請求を、医療保護入院を同意した家族等ではなく、別の家族等が行った場合には、精神医療審査会で同意した家族等と退院請求をした家族等の両者の意見を聞くことになるのか。
- (問6-3) 改正法で新たに規定する合議体の構成員として「精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者」が規定されているが、精神保健福祉士に限るのか。

7. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P23

- (問7-1) 法第34条に基づく移送を行う場合の家族等の同意はどのようにとるべきか。
- (問7-2) 医療保護入院者が短期間（7日以内）に退院し、入院診療計画書が作成されなかった場合については、入院届に入院診療計画書を添付しなくてよいか。
- (問7-3) 平成26年3月22日以降に改正前の法第33条第1項に基づき入院した医療保護入院者の入院届は、法施行後も改正前の様式でよいのか。
- (問7-4) 法施行前に改正前の法第33条第2項に基づき医療保護入院となり、法施行時に改正後の法第33条第1項に基づき入院した者とみなされた者について、定期病状報告の提出に当たって基準とする入院時点は、最初の入院時点となるのか、それとも法施行時点となるのか。
- (問7-5) 法施行前に医療保護入院した者については、定期病状報告は改正前の様式を用いて行うのか。改正後の様式を用いる場合、退院に向けた取組の状況欄を記入しなくてもよいのか。
- (問7-6) 医療保護入院者の退院の判断は、精神保健指定医でない主治医も行うことができるということについて、今回の改正で変更はあるか。
- (問7-7) 法施行後、電話及び面会の制限を行った場合には、誰に通知すればよいのか。

## 1. 保護者制度の廃止関係

(問1-1) 保護者制度廃止後においては、医療行為の同意は誰が行うのか。

(答)

今回の法改正での保護者制度の廃止は、精神保健福祉法上特別に定められた保護者制度を廃止することにより、家族の負担軽減を図るとともに、精神医療における家族の役割を精神科以外の医療における家族の役割と同様とすることをその趣旨としているものである。保護者制度廃止後において、本人が医療行為に係る判断能力を有しない場合には、精神科以外の医療で本人が判断能力を有しない場合と同様の対応を行うこととなるものと考えられる。

(問1-2) 今回の改正で法第42条の保護者が精神障害者の医療及び保護のために支出する費用は、当該精神障害者又はその扶養義務者が負担するとの法第42条の規定が削除されている。今後は誰が費用を負担するのか。

(答)

保護者が精神障害者の医療及び保護のために経費を負担した場合、当該経費を負担する行為は、民法第697条に規定する事務管理行為にあたり、保護者は、精神障害者又はその扶養義務者に費用の償還を行うことができるが、現行の精神保健福祉法第42条は、その旨を確認的に規定したものである。

精神科以外の医療と同様に精神障害者に対する医療に係る費用は、特別な場合を除き、精神障害者又はその扶養義務者が負担するものとする。

## 2. 医療保護入院の同意に関する運用関係

(問2-1) 「家族等」のうち、扶養義務者の範囲はどこまでか。

(答)

改正後の精神保健福祉法第33条第2項において「家族等」として、「当該精神障害者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人」が定められている。

ここでいう「扶養義務者」とは、民法第877条に規定する扶養義務者であり、直系血族、兄弟姉妹及び家庭裁判所に選任された三親等以内の親族を指す。

(問2-2) 配偶者に内縁関係者は含まれないのか。

(答)

お見込みのとおり。

(問2-3) 医療保護入院の同意書の様式の「祖父母等」及び「子・孫等」は何を指しているのか。

(答)

曾祖父母等の直系尊属、曾孫等の直系卑属を指している。

(問2-4) 直系血族及び兄弟姉妹以外の3親等以内の親族が法施行前に家庭裁判所から保護者選任の審判を受けている場合には、当該親族は家族等に該当することとしてよいか。

(答)

現行においても、直系血族及び兄弟姉妹以外の3親等以内の親族が保護者の選任をされる場合は、同時に扶養義務者としての審判も受けているところであり、保護者選任を受けた者については、家族等に該当する。

(問2-5) 現行の「保護者」の欠格事由には破産者が含まれていたが、法第33条第2項に規定する「家族等」から除かれる者の中には破産者が含まれていない。破産者も「家族等」に含まれるのか。

(答)

現行の「保護者」の義務の一つとして、「精神障害者の財産上の利益を保護」することが含まれており、破産者にはその適正な財産の管理等が期待できないため、「保護者」の欠格

事由として「破産者」を規定していたもの。しかし、医療保護入院の同意に当たっては破産者であっても適正な判断は可能であることから、今回の家族等の欠格事由には破産者は含まれていない。

(問2-6) 医療保護入院者が未成年である場合の親権者や、医療保護入院者が被後見人又は被保佐人の場合の後見人又は保佐人は、家族等の中でもその意見が優先されるのか。

(答)

法律上、医療保護入院の要件は精神保健指定医の判定と家族等のうちいずれかの者の同意であり、医療保護入院の同意を行う優先順位はない(精神保健指定医の判定があり、家族等のうち誰か1人の同意があれば、医療保護入院を行って差し支えない。)

なお、「医療保護入院における家族等の同意の運用について」(平成26年1月24日障精発0124第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知)6.及び9.は後見人又は保佐人が存在する場合は、何らかの事情があって後見人又は保佐人が選任されている可能性があるため、トラブルを未然に回避する観点から、医療保護入院の同意を得る際には、その存在を把握した場合には、これらの者の同意に関する判断を確認することが望ましいこととし、また、これらの者が同意に反対しているときには、その意見は十分配慮されるべきものとしているものである。

また、同通知10.は、親権者には、民法第820条に基づき身上監護権を有することから、その意見を尊重することとしたものである。

(問2-7) 医療観察法上の保護者が選任されている場合、医療保護入院に当たって、当該保護者の同意が優先されるのか。

(答)

医療観察法上の保護者が選任されている場合も、医療保護入院は精神保健福祉法に基づき行われるものであることから、精神保健指定医の入院が必要との判定があり家族等のうちいずれかの者の同意があれば、医療保護入院を行って差し支えない。

ただし、医療観察法上の保護者の役割に鑑み、当該保護者の意見を尊重されるべきものと解する。

(問2-8) 家族等ではなく、保健所職員等に付き添われて受診し、精神保健指定医は医療保護入院が必要と判定した。家族等には電話連絡はついたが、遠方で病院に直ぐに来ることは出来ない場合、家族等の同意の署名が貰えないので、医療保護入院は出来ないのか。

(答)

「家族等」が遠方の場合等においては、電話連絡等によってその同意の意思を確認し、追って同意書を提出していただく取扱いとして差し支えない。

(問2-9) 医療保護入院者本人から求めがあった場合、医療保護入院の同意を行ったのが誰か知らせなければならないのか。

(答)

お見込みのとおり。

(問2-10) 医療保護入院の同意は撤回することができるのか。

(答)

法律上は家族等の同意の撤回や同意の変更という概念は存在しない。同意をした家族等が入院後に当該医療保護入院者を退院させることを希望する場合には、当該希望を踏まえた精神保健指定医の判断として当該医療保護入院者を退院させるか、又は当該家族等が都道府県知事若しくは指定都市の市長に退院請求を行うこととなる。

(問2-11) 未成年者を入院させる場合、親権者が両親双方であれば、父母2名の同意が必要であったが、この点は従来と変わりないか。例えば、両親間で意思に不一致があった時、従来のように入院させられないのか。

(答)

法律上は、精神保健指定医の判定と「家族等のうちいずれかの者」の同意があれば、医療保護入院を行って差し支えない。

ただし、「医療保護入院における家族等の同意の運用について」(平成26年1月24日障精発0124第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知)7.でお示ししているとおり、未成年の親権者から医療保護入院の同意を得る際には、原則として父母双方の同意を要するものとしている。なお、父母の片方が虐待を行っている場合等については、その例外として差し支えない。

(問2-12) 未成年者が医療保護入院する場合に親権者ではなく、他の家族が同意をすることは可能か。例えば、以下のような場合はどうか。16歳女性について、家庭内の暴力行為や自傷行為があったため、母と兄(22歳)に連れられて受診し、精神保健指定医は医療保護入院が必要との判定をしている。暴力を振るわれている母親は強制的にも入院させたいと希望しているが、娘に甘い父親は入院には反対している。兄は入院には同意しそうだ。

(答)

御質問の場合において、成人の兄の同意で医療保護入院を行うことは差し支えない。ただし、その際、親権者の身上監護権に鑑み、父母の判断を尊重されたい。

(問2-13) 虐待を行っている親権者は同意者となりうるのか。また、唯一の家族等が虐待を行っており、医療保護入院の同意を行わない場合にはどのような対応となるのか。

(答)

虐待を行っている親権者であっても、法律上家族等から排除されないことから、精神保健指定医が医療及び保護のため入院の必要性があると判定していれば、当該親権者の同意により医療保護入院を行って差し支えない。ただし、当該親権者以外に家族等が存在する場合には、当該親権者以外の判断も確認されたい。

また、唯一の家族等である親権者が虐待を行っており、医療保護入院の同意を行わない場合には、親権停止の審判の процедуруを行い、親権が停止された場合に市町村同意を行う対応や親権停止審判の請求を本案とする保全処分の процедуруを行う等の対応が考えられるところであり、親権が停止され、又は保全処分が行われた場合には、親権を代行する児童相談所長の同意により医療保護入院を行うこととなる。詳細については、「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」(平成24年3月9日雇児総発0309第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)を参照いただきたい。

(問2-14) 任意入院や措置入院から医療保護入院に切り替わった場合、家族等の中のいずれかの者の同意や入院診療計画書の作成は必要か。

(答)

任意入院から医療保護入院へ入院形態を変更する場合の法令上の取扱いについては、一度退院したのちに改めて医療保護入院により入院するという取扱いとしており、医療保護入院による入院には、法第33条に基づき、精神保健指定医の判定

と家族等のうちいずれかの者の同意が必要であるとともに、入院診療計画書の作成も必要となる。また、措置入院から医療保護入院へ入院形態を変更する場合も、同様の取扱いである。

(問2-15) 虚偽の同意に基づき医療保護入院を行った場合、当該入院者の取扱いはどのようにすべきか。

(答)

医療保護入院を行った際の同意が虚偽であり、当該同意を行った者が家族等でなかった場合、引き続き入院が必要な病状であると判断されるときは、応急入院やその他の家族等から同意をえる、市町村長同意を行う等の手続を行うこととし、これらの方法がとれないときや入院が必要な病状でないと判断されるときは、当該病院の管理者は、当該入院者に退院いただくこととされたい。

### 3. 市町村長同意関係

(問3-1) 改正後の法第33条第3項の「意思を表示することができない場合」とはどのような場合を指すのか。

(答)

心神喪失の場合等が該当する。例えば、被後見人又は被保佐人と同等の意思能力である場合等を指す。

(問3-2) 「家族等」が存在しており、誰も入院に同意しない場合（反対の意思を表明するのではなく、何の意思も表明しない場合）は、市町村長同意を行うことはできないのか。

(答)

家族等が存在しており、いずれの者も医療保護入院の同意を行わない場合は、当該者について市町村長同意を含め医療保護入院を行うことはできない。

(問3-3) 指定医により医療保護入院が必要と判定された場合で、家族等の中で意見が分かれており、誰も同意を行わないようなときは、家族等の全員がその意思を表示できない場合として、市町村長同意としてよいのか。

また、このような場合に、家族等の意見がまとまるまでの間、応急入院を行うことは可能か。

(答)

市町村長が医療保護入院の同意を行うことができるのは、精神保健福祉法第33条第3項に規定するとおり、その家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合であり、御指摘の場合は市町村長同意を行うことはできない。

また、応急入院については、「急速を要し、その家族等の同意を得ることができない場合」に行うことができることとされており、これは、患者を直ちに入院させる必要があるにもかかわらず、そのための時間的余裕がなく、入院のために必要となる本人及び保護者等の同意を得ることが難しいような場合をいうこととしている。具体的には、単身者や身元等が判明しない者などであって、入院のための本人及び保護者等の同意を直ちに得ることが難しいような場合等に行うことができるものである。

したがって、家族等が付き添って受診したが、家族等の意見がまとまっていない場合に応急入院を行うことはできない。この場合は、家族等のうち医療保護入院の

同意に賛成している者から同意を得て通常の医療保護入院を行うこととなる。

(問3-4) 家族等ではなく、保健所職員等に付き添われて受診し、精神保健指定医は医療保護入院が必要と判定した。家族等の存在を戸籍上等で把握できるが、当該家族等に連絡が取れない場合、市町村長同意としてよいのか。

また、家族等がいるが、旅行等により一時的に連絡をとることができない場合に市町村長同意としてよいのか。

(答)

家族等の存在を把握しているが、連絡先を把握できず、連絡をとる手段がない等によりその同意を得ることができない場合は、当該家族等は法第33条第2項第1号に規定する「行方の知れない者」として扱い、市町村長同意により医療保護入院を行って差し支えない。

また、家族等がいるが旅行等により一時的に連絡がとることができない場合は、当該「家族等」は「行方の知れない者」には当たらないため、この場合は、応急入院指定病院において応急入院を行い、その間に家族等と連絡をとって医療保護入院の同意を得ることが必要である。

(問3-5) 直系血族及び兄弟姉妹がいないが、3親等以内の親族がいる場合には、当該3親等以内の親族が扶養義務者の審判を家庭裁判所で受けない限り、医療保護入院を行うことはできないのか。

(答)

御質問の場合で、医療保護入院が必要な者については、法第33条第3項に基づく市町村長同意による医療保護入院を行うことができる。(当該3親等以内の親族は扶養義務者の審判を受けない限り、法第33条第2項に規定する家族等に該当しない。)

(問3-6) 応急入院の間に連絡がつかないまま72時間経過し、当該応急入院者が引き続き入院が必要な状態である場合はどのように対応すればよいのか。

(答)

家族等に連絡がつかず応急入院を行った場合で、72時間経過後もなお連絡先を把握できず、連絡をとる手段がない等によりその同意を得られず、引き続き入院が必要なときには、当該家族等を「行方の知れない者」として扱い、市町村長同意による医療保護入院を行って差し支えない。

## 4 退院後生活環境相談員関係

(問4-1) 退院後生活環境相談員として有すべき資格の一つが「保健師、看護師、准看護師、作業療法士又は社会福祉士として、精神障害者に関する業務に従事した経験を有する者」とされているが、「精神障害者に関する業務に従事した経験」の基準はあるのか。

(答)

「精神障害者に関する業務に従事した経験」について、基準を設けることは考えていない。

(問4-2) 退院後生活環境相談員は複数名選任してもよいのか。

(答)

当該医療保護入院者に対する相談支援や退院に向けた調整等については、退院後生活環境相談員を中心としつつ、当該医療保護入院者の退院後生活環境相談員以外の職員を含む複数名で協力して行うことで差し支えない。ただし、入院診療計画書に記載する退院後生活環境相談員は、当該医療保護入院者の状況を把握すべき担当者を明確化する観点から、医療保護入院者1人につき1人記載することとし、当該退院後生活環境相談員以外が相談支援や退院に向けた調整等を行った場合は、当該退院後生活環境相談員と情報を共有することとされたい。

(問4-3) 退院後生活環境相談員の選任について、診療録に記載する必要があるのか。また、入院時の退院後生活環境相談員による医療保護入院者本人及びその家族等への説明についてはどうか。

(答)

診療録への記載については、お見込みのとおり。

また、入院時の退院後生活環境相談員による医療保護入院者本人及びその家族等への説明に関しては、相談記録に記載することとされたい。

(問4-4) 選任された退院後生活環境相談員が変更となる場合には、文書でその旨を医療保護入院者及びその家族に説明する必要があるのか。

(答)

選任された退院後生活環境相談員が変更となる場合には、必ずしも文書による必要はないが、変更となった旨を当該医療保護入院者及びその家族に説明することと

されたい。また、変更の際には、診療録等にその旨を記載させたい。

(問4-5) 入院時に退院後生活環境相談員が当該医療保護入院者及びその家族等に対して行う説明は、文書で行ってよいか。

(答)

入院時の退院後生活環境相談員による説明（「医療保護入院者の退院促進に関する措置について」（障発0124 第2号平成26年1月24日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第2の4（1）参照）の際に、書面を用いることは差し支えないが、退院後生活環境相談員と医療保護入院者及びその家族等とが退院に向けた相談を行っていくことになることに鑑み、当該医療保護入院者の病状からやむを得ない場合を除き、書面の交付のみではなく、併せて口頭での説明を行うことが必要である。また、当該医療保護入院者の病状からやむをえず口頭での説明を行えない場合は、その旨を診療録に記載し、口頭での説明が可能となった段階で説明することが必要である。

(問4-6) 退院後生活環境相談員の選任に当たっては、医療保護入院者及び家族の意向に配慮することとされているが、一旦選任された退院後生活環境相談員について、当該医療保護入院者又はその家族等が退院後生活環境相談員を代えて欲しい旨希望した場合は、新たに退院後生活環境相談員を選任する必要があるのか。

(答)

退院後生活環境相談員と医療保護入院者及びその家族との信頼関係が重要であることから、できる限り医療保護入院者及びその家族等の意向に沿って退院後生活環境相談員を選任することが望ましいが、当該医療機関において退院後生活環境相談員の資格を有する者の人数等の限界もあるところであり、当該医療機関の管理者の裁量の範囲内における配慮をいただくことで差し支えない。

(問4-7) 法施行時点で既に入院している医療保護入院者については、いつまでに退院後生活環境相談員を選任する必要があるのか。また、当該医療保護入院者について、改めて同意書の取得、入院の告知、入院診療計画書の作成、入院届の提出等が必要となるのか。

(答)

法施行日には退院後生活環境相談員を選任されていることが必要であり、法施行に向けた準備を進められたい。また、法施行後は、できる限り速やかに退院後生活

環境相談員として選任された旨を担当する医療保護入院者及びその家族に説明されたい。

また、法施行前に医療保護入院した者については、改正法附則第2条に基づき、法施行後は改正後の法律により医療保護入院した者とみなされるため、御指摘の同意書の取得等について改めて行う必要はない。ただし、改正前の法第33条第2項に基づく医療保護入院者の取扱いについては、平成26年3月4日付け事務連絡「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第2項に基づく医療保護入院の取扱いについて」を参照されたい。

(問4-8) 法施行前に退院後生活環境相談員の選任を行って構わないのか。

(答)

差し支えない。なお、退院後生活環境相談員の選任を行った場合は、その旨診療録に記載することとされたい。

## 5. 医療保護入院者退院支援委員会関係

(問5-1) 医療保護入院者退院支援委員会においての入院継続の必要性の決定権限は誰にあるのか。

(答)

医療保護入院の必要性の有無の判定は、法第19条の4に基づき、医療上の判断として、精神保健指定医が最終的に行うことは医療保護入院者退院支援委員会の審議においても変わりはない。ただし、当該判定を行うにあたり、医療保護入院者退院支援委員会の他の出席者の意見を十分に踏まえるべきものとする。

(問5-2) 推定される入院期間は3ヶ月から6ヶ月といった幅のある記載でもよいか。

(答)

推定される入院期間については、「〇ヶ月」など具体的な期間を設定されたい。

(問5-3) 「精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状」とは具体的にどのような病状か。

(答)

御質問については、現在、厚生労働科学研究により研究を行っているところであり、研究の結果が得られ次第、具体的にお示しすることを考えている。それまでの間については、当該病状については、当該診断を行った医師の判断によるものとして差し支えないが、その診断を行った理由については、定期病状報告書の所定の欄に記載することとされたい。

(問5-4) 改正法施行時点（平成26年4月1日）で既に入院している医療保護入院者についても委員会の開催は不要か。

(答)

「医療保護入院者の退院促進に関する措置について」（障発 0124 第2号平成26年1月24日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第4の7のとおり、法施行日以前に医療保護入院した者に係る医療保護入院者退院支援委員会を開催する必要はないが、精神科病院の管理者が必要と認める場合には、任意で委員会を開催することは差し支えない。特に平成26年4月1日時点で入院期間が1年未満の者については、当該者に係る医療保護入院者退院支援委員会を開催することが

望ましい。

(問5-5) 在院期間1年以上の医療保護入院者については、医療保護入院者退院支援委員会の開催は任意とされているが、例えば在院期間1年以内に委員会で審議した結果、推定入院期間が医療保護入院後1年を超えて設定された患者については、病院の管理者が審議の必要がないと認めれば、委員会を開催しなくても差し支えないと理解してよいか。

(答)

お見込みのとおり。ただし、精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要である等の具体的な理由がない場合は、当該医療保護入院者については、原則として、委員会での審議を行うことが望ましい。

(問5-6) 医療保護入院者退院支援委員会を任意で開催するかどうかの判断は誰が行うのか。

(答)

当該判断の責任は精神科病院の管理者にあるが、実態上は、主治医等医療保護入院者の診療に関わる医師に判断を委任して差し支えない。

(問5-7) 医療保護入院による推定される入院期間を超える場合には医療保護入院者退院支援委員会で審議を行うこととされているが、推定される入院期間経過前に任意入院に変更した場合には、審議の対象となるか。

(答)

推定される入院期間の経過する前に医療保護入院から任意入院に入院形態が変更になった者については、入院形態変更時に一度退院した取扱いとなるので、当該者に係る医療保護入院者退院支援委員会を開催する必要はない。ただし、当該者の入院する精神科病院の管理者が必要と認める場合には、任意で委員会を開催することは差し支えなく、委員会の開催により退院促進に努めることが望ましい。

(問5-8) 通知上入院から1年以上の医療保護入院者を退院支援委員会での審議の対象としない場合の具体的な理由について定期病状報告に記載することとされているが、定期病状報告のどの欄に記載すべきか。

(答)

「退院に向けた取組の状況」欄に記載されたい。なお、当該医療保護入院者が、精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であることにより1年以上の入院が必要であると判断される旨が「過去12か月間の治療の内容と、その結果及び通院又は任意入院に変更できなかった理由」の欄に記載されている場合には、当該記載をした旨を「退院に向けた取組の状況」欄に記載することで足りる。

(問5-9) 医療保護入院者退院支援委員会の審議対象者が隔離や身体拘束されている場合等には、推定される入院期間の経過から2週間を越えて医療保護入院者退院支援委員会を開催することとしてよいか。

(答)

審議対象者が隔離や身体拘束されている場合であっても、プライバシーを確保した上で病室内で開催する方法、当該医療保護入院者から委員会に出席しないことについて了承を得る方法、書面での意見提出で代替する方法等により、推定される入院期間の前後概ね2週間以内に委員会を開催することとされたい。

これらの方法を検討した上で、患者の病状等からやむを得ない場合には、当該医療保護入院者を出席者とせず委員会を開催することとし、審議記録に、医療保護入院者の当該委員会への出席を認めなかった理由を記載することとされたい。

(問5-10) 医療保護入院者退院支援委員会審議記録について、病院の管理者は、医療保護入院者退院支援委員会の審議状況を確認し、医療保護入院者退院支援委員会審議記録に署名することとあるが、記名・捺印でこれに代えることはできるか。

(答)

医療保護入院者退院支援委員会審議記録における精神科病院の管理者の署名欄については、自署に限らず、記名・捺印に代えて差し支えない。ただし、この場合も精神科病院の管理者は医療保護入院者退院支援委員会審議記録に記載された審議内容を確認し、審議に不十分な点がみられる場合には適切な指導を行う必要がある。

(問5-11) 在院期間1年以上の医療保護入院者や法施行前に入院していた医療保護入院者については、医療保護入院者退院支援委員会を開催しないこととした場合には、定期病状報告に医療保護入院者退院支援委員会審議記録の写しを

添付しなくてもよいか。

(答)

お見込みのとおり。

(問5-12) 必須の参加者である主治医や退院後生活環境相談員が出席できなくなった場合、医療保護入院者退院支援委員会は開催できないのか。

(答)

必須の参加者である主治医（主治医が精神保健指定医出ない場合は、加えて精神保健指定医）や退院後生活環境相談員が出席できない場合は、当該医療保護入院者退院支援委員会は成立しないため、再度日程を調整し、後日改めて開催することとされたい。

(問5-13) 病院の管理者が、地域援助事業者等の院外の者が医療保護入院者退院支援委員会に出席することが必要と考えているが、当該委員会の審議対象となる医療保護入院者が当該地域援助事業者等の院外の者の出席を希望していない場合に、当該地域援助事業者等の院外の者を委員会に出席させることは可能か。

(答)

医療保護入院者退院支援委員会への院外の者の出席は、あくまで当該審議の対象となる医療保護入院者が希望する場合に限り認められるものであり、御指摘の場合は、当該地域援助事業者等の院外の者を委員会に出席させることはできない。

ただし、退院後生活環境相談員等が当該地域援助事業者等の院外の者の委員会への出席の必要性について、当該審議の対象となる医療保護入院者に説明することは差し支えなく、説明により当該審議の対象となる医療保護入院者の了承をえられれば、当該地域援助事業者等の院外の者が委員会に出席して差し支えない。

(問5-14) 医療保護入院者退院支援委員会の結果を伝えることが本人の病状に悪影響を与えると考える場合に、後日結果を通知することとしてよいか。

(答)

差し支えない。ただし、その旨を診療録に記載するとともに、後日結果を通知した際にもその旨を診療録に記載することとされたい。また、医療保護入院者退院支援委員会の結果を一時伝えない場合にも、退院に向けた取組については、できる限り説明されたい。

## 6. 精神医療審査会関係

(問6-1) 法第38条の4で家族等は退院等の請求をすることができるとして  
いるが、この場合の「家族等」は、医療保護入院に同意した「家族等」に限る  
のか。

(答)

改正後の精神保健福祉法第38条の4に規定するとおり、退院等の請求を行うこ  
とができるのは、「精神科病院に入院中の者又はその家族等」であり、医療保護入  
院による入院時に当該入院時に同意を行った家族等に限らない。

なお、同条に基づく退院等の請求は、任意入院者及び措置入院者に関しても行う  
ことができる。

(問6-2) 退院等の請求を、医療保護入院を同意した家族等ではなく、別の家族  
等が行った場合には、精神医療審査会で同意した家族等と退院請求をした家族  
等の両者の意見を聞くことになるのか。

(答)

精神保健福祉法第38条の5第3項に規定するとおり、審査会は、退院等の請求  
に係る審査に当たっては、退院等の請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が  
入院している精神科病院の管理者の意見を聴かなければならないこととされてい  
る(同項は今回の改正で改正されていない)。なお、同条第4項に基づき、審査会  
の判断で医療保護入院による入院時に同意をした家族等を含む関係者に審問等  
を行うことができる。

(問6-3) 改正法で新たに規定する合議体の構成員として「精神障害者の保健又  
は福祉に関し学識経験を有する者」が規定されているが、精神保健福祉士に限  
るのか。

(答)

改正後の精神保健福祉法第14条第2項第2号に規定する「精神障害者の保健又  
は福祉に関し学識経験を有する者」とは、精神保健福祉士に限らず、他の資格者等  
を含む精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者が該当すると想定し  
ている。

## 7. その他

(問7-1) 法第34条に基づく移送を行う場合の家族等の同意はどのようにとるべきか。

(答)

法第34条に基づく移送を行う場合の家族等の同意の留意点と、法第33条第1項に基づく医療保護入院を行う場合の家族等の同意の留意点は同様である。医療保護入院を行う場合の家族等の同意の留意点は、「医療保護入院における家族等の同意の運用について」(平成26年1月24日障精発0124第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知)でお示ししているものと同様である。

(問7-2) 医療保護入院者が短期間(7日以内)に退院し、入院診療計画書が作成されなかった場合については、入院届に入院診療計画書を添付しなくてよいのか。また、医療保護入院者が短期間(7日以内)に任意入院となった場合はどうか。

(答)

お見込みのとおり。また、医療保護入院者が短期間(7日以内)に任意入院となった場合については、法令上の取扱いとしては、任意入院となる際に、一度退院して再度任意入院をするという取扱いとなることから、この場合も同様に入院届に入院診療計画書を添付する必要はない。

(問7-3) 平成26年3月22日以降に改正前の法第33条第1項に基づき入院した医療保護入院者の入院届は、法施行後も改正前の様式でよいのか。

(答)

お見込みのとおり。

(問7-4) 法施行前に改正前の法第33条第2項に基づき医療保護入院となり、法施行時に改正後の法第33条第1項に基づき入院した者とみなされた者について、定期病状報告の提出に当たって基準とする入院時点は、最初の入院時点となるのか、それとも法施行時点となるのか。

(答)

改正前の法第33条第2項に基づく入院時点を基準とされたい。

(問7-5) 法施行前に医療保護入院した者については、定期病状報告は改正前の様式を用いて行うのか。改正後の様式を用いる場合、退院に向けた取組の状況欄を記入しなくてもよいのか。

(答)

法施行前に医療保護入院した者についても、法施行後以降は、改正後の様式を用いて定期病状報告を行うこととされたい。その際、退院に向けた取組の状況欄については、選任された退院後生活環境相談員名を記載することとし、その他の記載については、当該報告までの相談員の相談状況等記載できる範囲での記載で差し支えない。

(問7-6) 医療保護入院者の退院の判断は、精神保健指定医でない主治医も行うことができるということについて、今回の改正で変更はあるか。

(答)

医療保護入院者の退院の判断を行う医師は精神保健指定医に限らないことについて、今回の改正で変更はない。

(問7-7) 法施行後、電話及び面会の制限を行った場合には、誰に通知すればよいのか。

(答)

入院者にあらかじめ希望を聴取し、家族等その他の関係者のうち当該希望する者に電話及び面会の制限を行った場合の通知を行われたい。また、入院者からの希望を聴取する前に電話及び面会の制限を行う必要がある場合には、当該入院のための診察に連れ添った者に対して通知を行うこととされたい。

登録番号 (28) 270

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に  
規定する入退院の届出等における記載の手引

平成29年1月発行

編集・発行 東京都福祉保健局障害者施策推進部  
精神保健医療課  
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
電話番号 03(5320)4462

印刷 サンコープリント株式会社  
東京都江戸川区平井4丁目1番20号  
電話番号 03(5836)0816



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています  
石油系溶剤を含まないインキを使用しています